

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日）を除く、午前9時から午後6時（電子入札の場合）。又は、午前9時15分から午後6時（紙入札の場合（下記4.(1)の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表1のとおりとする。

令和8年6月17日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長 西村 拓

◎調達期間番号 020 ◎所在地番号 04

1. 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 F-R E I (26) 本部棟外機械設備工事
(電子入札対象案件及び電子契約対象案件)
- (3) 工事場所 福島県双葉郡浪江町大字川添字中ノ目他
- (4) 敷地面積 169,224.19 m²
- (5) 工事内容

本工事は、次に掲げる工事を施工するものである。

- 1) 本部棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階建て（塔屋1階）

延べ面積 7,874.44 m²

空気調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、
給湯設備、消火設備、ガス設備 新設一式

- 2) 本部機能支援棟① 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造一部木造 地上2階建て

延べ面積 3,999.01 m²

空気調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、
給湯設備、消火設備、ガス設備、厨房機器設備 新設一式

- 3) 屋外

自動制御設備、給水設備、排水設備 新設一式

- (6) 工期 契約締結日の翌日から令和10年12月15日まで

- (7) 工事実施形態

本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

- ① 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（S型））の適用工事である。
- ② 本工事は、技術提案の指定テーマにおいて、「本工事の施工時における品質確保対策及び

施工円滑化について配慮すべき事項」テーマに加えて、「本工事におけるICT活用等による生産性向上に資する事項」を求める指定テーマとする試行対象工事である。

- ③ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- ④ 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。
- ⑤ 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10km程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
- ⑥ 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
- ⑦ 本工事は、次の(ア)及び(イ)に示す工事（以下「評価対象工事」という。）の施工実績がある場合に工事成績評定点を競争参加資格とする「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。
 - (ア) 東北地方整備局の発注した工事（港湾空港関係を除く。）
 - (イ) 工事成績相互利用登録機関が発注した工事なお、実績がない場合については適用しない。
- ⑧ 本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。
- ⑨ 本工事は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化」の対象工事である。
- ⑩ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- ⑪ 本工事は、大規模災害が発生した被災地やその周辺地域で実施する営繕工事において、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、工事現場近傍に宿泊させる必要がある場合の費用について、実情に応じた適切な工事費を積算する試行を適用する工事である。
- ⑫ 本工事は、大規模災害が発生した被災地やその周辺地域で実施する営繕工事において、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、労働者が遠隔地から工事現場まで継続的に長距離通勤することを希望する場合は、作業時間を（8時間）より短縮して設定できるものとして、短縮時間に応じて労務費を補正する試行を適用する工事である。
- ⑬ 本工事は、直接工事費の一部について、見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。
- ⑭ 本工事は、「情報共有システム」を活用する工事である。
- ⑮ 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。
- ⑯ 本工事は、BIM活用に係るEIRを適用する工事である。
- ⑰ 本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の対象工事である。
- ⑱ 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける専任特例2号の配置は認

めない。

- ⑱ 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- ⑳ 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
- (8) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。
- (9) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

2. 競争参加資格

次の要件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和8年6月17日付け東北地方整備局長)に示すところにより東北地方整備局長(以下「局長」という。)からF-R-E-I(26)本部棟外機械設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けている者、又は次の要件を満たしている単体企業、経常建設共同企業体(甲型)であること。

なお、特定建設工事共同企業体にあつては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 東北地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る令和7・8年度の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 東北地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が、以下の点以上であること(上記(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が以下の点以上であること。)
 - ①単体企業、経常建設共同企業体(甲型)及び特定建設工事共同企業体の代表者は、1,100点以上
 - ②特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、1,000点以上
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 平成23年4月1日以降に、発注者から直接請け負った者(以下「元請け」という。)として完成・引渡し完了した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること(民間工事の施工実績も認める。)(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。また、下記①(ア)から(ウ)、②(ア)から(ウ)については、同一建物の施工実績とする。

① 単体企業、経常建設共同企業体(甲型)及び特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、下記(ア)から(ウ)の要件を満たす新設工事

(ア) 建物用途 事務所・庁舎、情報通信施設、研究施設、研修施設・学校、医療施設及び劇場・会議場又はこれらの類似施設

(イ) 建物規模 延べ面積 3,000 m²以上

(ウ) 工事種別 空気調和設備及び給排水設備(機器、配管等、試験及び調整を含む工一式を施工していること。)

② 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあつては、下記(ア)から(ウ)の要件を満たす新設工事

(ア) 建物用途 事務所・庁舎、情報通信施設、研究施設、研修施設・学校、医療施設及び劇場・会議場又はこれらの類似施設

(イ) 建物規模 延べ面積 1,000 m²以上

(ウ) 工事種別 空気調和設備又は給排水設備(機器、配管等、試験及び調整を含む工一式を施工していること。)

③ 当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工実績が評価対象工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記③「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事務による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

④ 経常建設共同企業体(甲型)にあつては、代表者を含む構成員の何れか1社が上記①の要件を満たす実績を有すること。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

① 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 平成23年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した、次の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。(民間工事の施工経験も認める。)

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

- ・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20%以上であること。
- ・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

ただし、建築一式工事における施工経験は含まない。また、下記(ア)(a)から(b)、(イ)(a)から(b)については、同一建物の施工経験とする。

(ア) 単体企業、経常建設共同企業体(甲型)及び特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、下記(a)から(b)の要件を満たす新設工事

(a) 建物規模 延べ面積 1,000 m²以上

(b) 工事種目 空気調和設備又は給排水設備(機器、配管等、試験及び調整を含む工

事一式を施工していること。)

(イ) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあつては、下記(a)から(b)の要件を満たす新設工事

(a) 建物規模 延べ面積 1,000 m²以上

(b) 工事種目 空気調和設備又は給排水設備（機器、配管等、試験及び調整の一部を施工した経験も認める。）

(ウ) 当該施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工経験が評価対象工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記(ウ)「当該施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

(エ) 経常建設共同企業体(甲型)にあつては、代表者を含む構成員の何れか1社が上記①及び②(ア)の要件を満たす経験を有すること。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

④ 主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

(7) 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 上記1. に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(10) 経常建設共同企業体（甲型）及び特定建設工事共同企業体にあつては、全ての構成員が、(1)及び(7)の要件を満たしていること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の総合評価は、次の④の技術提案を受け付け、下記①から④と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

② ワーク・ライフ・バランスの推進制度に関する評価

③ 賃上げの実施に関する評価

④ 技術提案

指定テーマ1：本工事の施工時における品質確保対策及び施工円滑化について配慮すべき

事項

指定テーマ2：本工事におけるICT活用等による生産性向上に資する事項

(2) 総合評価の方法

① 標準点

本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

入札価格及び技術資料（上記(1)②、③及び④。以下「技術資料」という。）の内容に応じ、上記(1)①の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術資料の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は63点とする。

③ 入札価格及び技術資料に係る総合評価

標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

なお、上記②及び③の評価項目の詳細及び加算点の算出方法は入札説明書による。

(3) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

(イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

② 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを行い落札者を定める。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟

国土交通省 東北地方整備局 総務部 契約課 契約第二係

電話 022-225-2171（代） 内線 2531

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。

交付期間は、別表1.①に示す期間。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者は上記(1)の担当部局へその旨申し出ること。

(3) 申請書及び確認資料、見積価格書及び根拠資料の提出期限、場所及び方法

申請書及び確認資料、見積価格書及び根拠資料は、別表1.②に示す期日までに、原則として電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式の場合は上記(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出することもできる。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札の方法
入札の締切は、別表 1. ③ に示す期日。入札は原則として電子入札システムにより行うこと。
なお、紙入札方式の場合は上記(1)の担当部局に持参、郵送又は託送により提出することもできる。
開札は、別表 1. ④ に示す日時に東北地方整備局入札室にて行う。
- (5) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
- ① 期間 別表 1. ⑤ に示す期間。
 - ② 場所 上記(1)に同じ。
 - ③ 方法 持参、郵送又は託送により提出すること。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。
ただし、利付国債の提供（取扱官庁 東北地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 東北地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
 - ② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。
ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効
- ① 入札期限までに入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人の IC カードにより、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は支出負担行為担当官の指定する方法（CD-R 等による貸与等）での交付を受けない者のした入札は無効とする。
 - ② 競争参加資格のない者、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
落札者は、上記 3. に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その限りではない。
- (5) 配置予定技術者等の確認
落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(コリンズ)」により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び確認資料の差し替えは認められない。

- (6) 専任の主任技術者（監理技術者）の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、主任技術者（監理技術者）とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (7) 契約締結後の技術提案
契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、提案することができる。提案が適切と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。
- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (10) 施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。
- (12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4.(3)により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年3月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合には、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合には、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び確認資料を提出したときに限り、東北地方整備局総務部契約課（〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号仙台合同庁舎B棟電話022-225-2171）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
- (13) 本公告における内容の詳細については、入札説明書による。

6. Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Taku Nishimura Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Mechanical equipment work for the F-REI (26) Headquarters Facilities
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 3:00 P.M. 15 July 2026
- (5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 0:00 P.M. 18 September 2026 (tenders brought with 0:00 P.M. 18 September 2026 or submitted by mail 0:00 P.M. 18 September 2026)

(6) Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3-3-1 Honcho Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980-8602 Japan TEL 022-225-2171 ex.2531

別表 1. 本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第 1 条に規定する行政機関の休日）を除く、午前 9 時から午後 6 時（電子入札の場合）。又は、午前 9 時 15 分から午後 6 時（紙入札の場合（上記 4. (1) の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに下記までとする。

①	入札説明書の交付期間	公告の日から令和 8 年 9 月 18 日正午まで
②	申請書及び確認資料、見積価格書及び根拠資料の提出期限	令和 8 年 7 月 15 日午後 3 時まで
③	入札の締切	令和 8 年 9 月 18 日正午まで
④	開札日時	令和 8 年 9 月 28 日 午後 1 時 30 分
⑤	入札保証金の納付等に係る書類の提出期間	競争参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札書の提出期限日まで（利付国債の提供の場合は、令和 8 年 9 月 2 日まで）

競争参加者の資格に関する公示

F-R-E-I（26）本部棟外機械設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和8年6月17日

東北地方整備局長 西村 拓

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 04

- 1 工事名 F-R-E-I（26）本部棟外機械設備工事
（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）
- 2 工事場所 福島県双葉郡浪江町大字川添字中ノ目他
- 3 工事内容 本工事は、次に掲げる工事を施工するものである。
 - 1) 本部棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階建て（塔屋1階）
延べ面積 7,874.44㎡
空気調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、
給湯設備、消火設備、ガス設備 新設一式
 - 2) 本部機能支援棟① 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造一部木造 地上2階建て
延べ面積 3,999.01㎡
空気調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、
給湯設備、消火設備、ガス設備、厨房機器設備 新設一式
 - 3) 屋外
自動制御設備、給水設備、排水設備 新設一式
- 4 工期 契約締結日の翌日から令和10年12月15日まで
- 5 申請の時期 令和8年6月17日から令和8年7月15日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。
なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、
本工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
- 6 申請の方法
 - (1) 申請書の入手方法「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、
東北地方整備局ホームページ（<https://www.thr.mlit.go.jp>）へアクセスして入手するものとする。
 - (2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟 東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係 電話 022-225-2171(代)に、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

- ① 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記7(5)の条件を満たすものに限る。）の写し。
 - ② 下記7(2)の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（当該様式は、本工事の「入札公告（建設工事）」（令和8年6月17日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式2、3を使用して作成すること。）。
- (3) 申請書類等の作成に用いる言語 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年3月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和8年3月31日付け公示」という。）5（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和8年3月31日付け公示6（建設工事）に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び(2)に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす3社以内による組み合わせとする。

ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

- ① 東北地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る令和7・8年度の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- ② 東北地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、以下の点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が以下の点以上であること。）。
 - (ア) 特定建設工事共同企業体の代表者は、1,100点以上
 - (イ) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、1,000点以上
- ③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 本競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。

① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の管工事業につき、許可を有しての営業年数が 5 年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

② 平成 23 年 4 月 1 日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡し完了した、次の要件を満たす実績を有すること。（民間工事の施工実績も認める。）（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

また、当該施工実績が評価対象工事に係るものにあつては、工事成績評定点が 65 点未満のものではないこと。

ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。また、下記(ア)から(ウ)については、同一建物の施工実績とする。

代表者にあつては下記(ア)から(ウ)の要件を満たす新設工事

- (ア) 建物用途 事務所・庁舎、情報通信施設、研究施設、研修施設・学校、医療施設及び劇場・会議場又はこれらの類似施設
- (イ) 建物規模 延べ面積 3,000 m²以上
- (ウ) 工事種別 空気調和設備及び給排水設備（機器、配管等、試験及び調整を含む工事一式を施工していること。）

代表者以外の構成員にあつては、下記(ア)から(ウ)の要件を満たす新設工事

- (ア) 建物用途 事務所・庁舎、情報通信施設、研究施設、研修施設・学校、医療施設及び劇場・会議場又はこれらの類似施設
- (イ) 建物規模 延べ面積 1,000 m²以上
- (ウ) 工事種別 空気調和設備又は給排水設備（機器、配管等、試験及び調整を含む工事一式を施工していること。）

③ 施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

④ 全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を配置できることとし、次に掲げる基準を満たすものとする。専任の要否は関係法令による。

(ア) 1 級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

(イ) 平成 23 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。（民間工事の施工経験も認める。）

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

- ・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が 20% 以上であること。
- ・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

また、当該施工実績が評価対象工事に係るものにあつては、工事成績評定点が 65 点未満のものではないこと。

ただし、建築一式工事における施工経験は含まない。また、下記(a)から(b)については、

同一建物の施工経験とする。

代表者にあつては下記(a)から(b)の要件を満たす新設工事

- (a) 建物規模 延べ面積 1,000 m²以上
- (b) 工事種目 空気調和設備又は給排水設備（機器、配管等、試験及び調整を含む工事一式を施工していること。）

代表者以外の構成員にあつては、下記(a)から(b)の要件を満たす新設工事

- (a) 建物規模 延べ面積 1,000 m²以上
- (b) 工事種目 空気調和設備又は給排水設備（機器、配管等、試験及び調整の一部を施工した経験も認める。）

(ウ) 施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

- ⑤ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。
- ⑥ 主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者要件

特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であつて、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5) 特定建設工事共同企業体の協定

特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月1日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月1日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記6(1)へアクセスして入手するものとする。

8 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記7(1)①の認定（同7(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同5及び同6により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同7(1)①の認定を受けていない構成員が同7(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

9 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

1.1 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「F－R E I（26）本部棟外機械設備工事〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体」とする。
- (2) 本工事に係る競争に参加するためには、開札の時に於いて、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。